

「大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名 変更に係る届出の廃止」について

令和4年10月7日

経済産業省 商務・サービスグループ

担当課室：消費・流通政策課

大規模小売店舗立地法に関する アンケート結果（概要版）

調査の概要、回収率等

1. 調査内容、回収率

区分	調査対象	調査事項	
調査 A	法運用主体向け（都道府県・政令指定都市・権限移譲を受けている市町村の全て）	届出実績	法人代表者の氏名だけ変更が記載された届出件数
			市町村、地元住民・商工会議所等から出された意見の件数
			具体的な意見の内容
		手続きの必要性	法人代表者氏名の変更に係る届出の必要性について
			届出後の公告・縦覧、立地市町村等からの意見徴収等の手続きの必要性について
新規届出における法人代表者の氏名の記載の必要性について			
調査 B	地域関係者向け（立地市町村の全て）	手続きの必要性	法人代表者氏名の変更に係る届出時に伴い意見表明できる機会の必要性
調査 C	地域関係者向け（商工会議所又は商工会の全て）		

区分	調査方法	回収率		
		対象数	回収数	回収率
調査 A	国→都道府県・政令指定都市→国	164	164	100%
調査 B	国→都道府県→立地市町村→都道府県→国	1509	1299	86%
調査 C	国→都道府県→商工会議所・商工会→都道府県→国	1917	1413	74%

2. 実施期間等

実施期間は8月29日から9月16日まで。届出実績は直近3年分。経済産業省・内閣府連名実施。

法運用主体向け調査（都道府県・政令指定都市・権限移譲の市町村が回答）①

● 変更届出件数、市町村・地元住民・商工会議所等からの意見件数

届出種類	変更届出の件数			市町村、地元住民・商工会議所等から出た意見の概要を公告・縦覧した件数		
第6条第1項に基づく届出(①)	計：8567			計：45		
【内訳】	都道府県： 6086(71%)	政令指定都市： 1751(20%)	権限移譲の市町村： 730(9%)	都道府県： 40(89%)	政令指定都市：0	権限移譲の市町村： 5(11%)
①のうち、設置者に関する法人代表者の氏名だけ変更が記載された届出	計：716			計：2		
【内訳】	都道府県： 450(63%)	政令指定都市： 164(23%)	権限移譲の市町村： 102(14%)	都道府県： 2(100%)	政令指定都市：0	権限移譲の市町村：0
①のうち、小売業者に関する法人代表者の氏名だけ変更が記載された届出	計：879			計：4		
【内訳】	都道府県： 558(63%)	政令指定都市： 198(23%)	権限移譲の市町村： 123(14%)	都道府県： 4(100%)	政令指定都市：0	権限移譲の市町村：0
①のうち、設置者及び小売業者の双方の法人代表者の氏名だけの変更が記載された届出	計：1580			計：11		
【内訳】	都道府県： 1093(69%)	政令指定都市： 331(21%)	権限移譲の市町村： 156(10%)	都道府県： 10(91%)	政令指定都市：0	権限移譲の市町村： 1(9%)

法運用主体向け調査（都道府県・政令指定都市・権限移譲の市町村が回答）②

- 法人代表者の氏名の変更届出の必要性、縦覧の必要性、法人代表者の氏名の新規届出における必要性について

設問	計		都道府県		政令指定都市		権限移譲の市町村	
	必要	不要	必要	不要	必要	不要	必要	不要
法人代表者氏名の変更に係る届出の必要性について	36(22%)	128(78%)	8(17%)	38(83%)	6(30%)	14(70%)	22(22%)	76(78%)
届出後の公告・縦覧、立地市町村等からの意見徴収等の手続の必要性について	11(7%)	154(93%)	1(2%)	45(98%)	2(10%)	18(90%)	8(8%)	91(92%)
新規届出における法人代表者の氏名の記載の必要性について	85(61%)	55(39%)	30(70%)	13(30%)	9(60%)	6(40%)	46(56%)	36(44%)

地域関係向け調査（立地市町村、商工会議所等が回答）

- 法人代表者氏名の変更に係る届出時に伴い意見表明できる機会の必要性について

回答者	必要	不要
立地市町村	101 (8%)	1198 (92%)
商工会議所等	429 (30%)	984 (70%)

アンケート結果を踏まえた経産省の考え方

- 法運用主体の都道府県等のアンケート結果をみると、法人代表者の氏名の変更に伴う本手続きを不要と回答した自治体は128(78%)となっている。
- 他方、届出が引き続き必要であるとの回答した自治体は36(22%)となっている。

設問	計		都道府県		政令指定都市		権限移譲の市町村	
	必要	不要	必要	不要	必要	不要	必要	不要
80 法人代表者氏名の変更に係る届出の必要性について	36(22%)	128(78%)	8(17%)	38(83%)	6(30%)	14(70%)	22(22%)	76(78%)
届出後の公告・縦覧、立地市町村等からの意見徴収等の手続の必要性について	11(7%)	154(93%)	1(2%)	45(98%)	2(10%)	18(90%)	8(8%)	91(92%)
新規届出における法人代表者の氏名の記載の必要性について	85(61%)	55(39%)	30(70%)	13(30%)	9(60%)	6(40%)	46(56%)	36(44%)

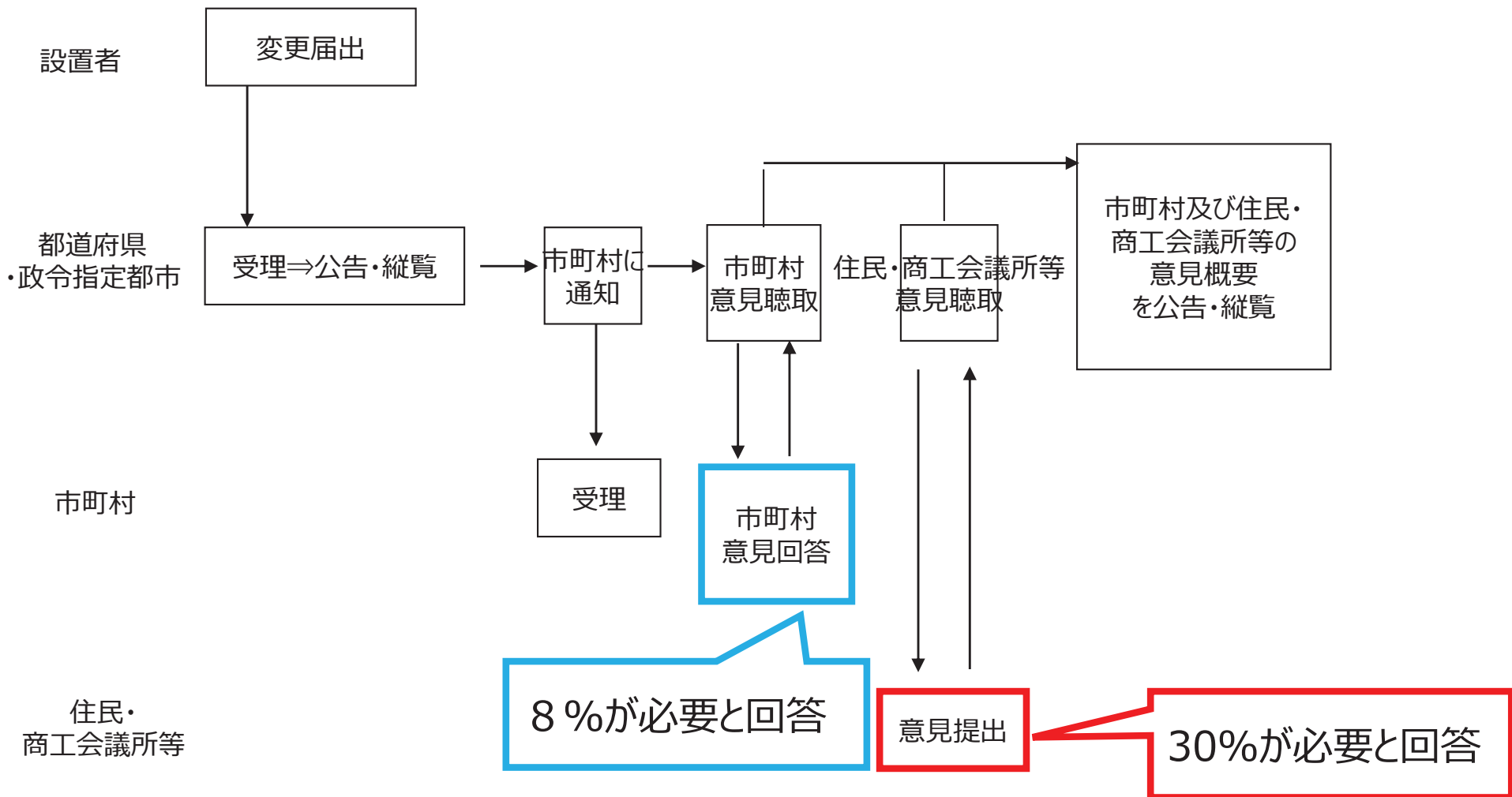
(都道府県等の回答理由の例)

- 法人代表者の変更は、法の目的である周辺地域の生活環境の保持の観点からは軽微な事項と考えられる。また、設置者のHPや法人登記簿等から代表者を容易に把握することが可能であるため、現行の手続が目的に比して過度な負担となっているため届出は不要。
- 法人代表の氏名は、法や指針で求める対応について責任を持つ者に関する基本的な事項であり、意見表明できないことのリスクが大きいため届出は必要。

アンケート結果を踏まえた経産省の考え方

- 立地地域関係者である商工会議所等のアンケート結果をみると、「法人代表者氏名の変更に係る届出時に伴い意見表明できる機会が必要」と回答した者が30%となっている。
- 立地市町村のアンケート結果をみると、8%が必要と回答している。

81



アンケート結果を踏まえた経産省の考え方

- 必要と回答した商工会議所等の理由を個別にみると、立地側としては、「改善が見られない場合における法人代表者の氏名の変更の機会を活用した意見表明の機会が必要」、「地元の小規模小売業者の権利は必要」との回答があり、重要な機会であることが分かる。

従来から生活環境の悪化が続き、改善が見られない場合において、代表者変更の機会に意見表明のチャンスがあることは有意義である。

旧大店法が見直され大店立地法となった際、出店の手続きが届出制へと変わり、地元の小売商業者は唯一「意見を述べること」のみが残ったわけであり、過去において意見表明がほとんどないとのことですが、その機会をなくすことは地元の小規模小売業者の権利をなくすことでありま88す。大型店及び県の事務量は大変とは思いますが、商工会の立場としては意見表明の機会が必要であると考えます。

当地区内の小規模小売店にとって、大規模小売店補の脅威は、引き続き大きく影響しており、現在、そういった脅威に左右されない経営基盤の強化に対する支援を行っているものの、大変厳しい状況が続いている。このような中、意見を表明できる機会が減少することは、望ましくないと考えるため。

地域経済活性化や地域貢献などの理念のもと、県外資本企業に対しては、県のまちづくり条例文書を携えて、入会による地域貢献を強く要請している。今後も継続したいので意見表明できる機会を必要とする。

少子高齢化・過疎化が進む中で、持続可能な地域づくりに向けて町行政を中心に官民が一体となって取り組んでいる。大型店は域内の消費経済活動において、日増しにその存在感・影響も大きくなっており、持続可能な町づくり推進の観点からも公式な意見表明・交換等の機会がなくなることは、決してあってはならないと思われる。特に買収やM&A等による代表者変更などではその経営方針が大きく転換される懸念もあり、より大切であると考えます。

アンケート結果を踏まえた経産省の考え方

- 執行の現場の意見として公告縦覧に係る事務コストが負担であることについては、執行に係る事務コストをデジタル化等の取組により低減する方策を考えたい。
- 街づくりの一環を担う大規模小売店舗に対して、立地地域の立場から意見提出できる機会は重要。
- 本手続きについては、執行側の負担と意見表明を行うことができる地域関係者の権利を総合的に判断する必要があり、公告縦覧手続きに関する都道府県等負担軽減も図りつつ、地元住民・商工会議所等が意見提出が可能な現行制度の維持・運用を進めて参りたい。

大規模小売店舗立地法に関する アンケート結果（詳細版）

調査の概要、回収率等

1. 調査内容、回収率

区分	調査対象	調査事項	
調査 A	法運用主体向け（都道府県・政令指定都市・権限移譲を受けている市町村の全て）	届出実績	法人代表者の氏名だけ変更が記載された届出件数
			市町村、地元住民・商工会議所等から出された意見の件数
			具体的な意見の内容
		手続きの必要性	法人代表者氏名の変更に係る届出の必要性について
			届出後の公告・縦覧、立地市町村等からの意見徴収等の手続きの必要性について
			新規届出における法人代表者の氏名の記載の必要性について
調査 B	地域関係者向け（立地市町村の全て）	手続きの必要性	法人代表者氏名の変更に係る届出時に伴い意見表明できる機会の必要性
調査 C	地域関係者向け（商工会議所又は商工会の全て）		

区分	調査票	調査方法	回収率		
			対象数	回収数	回収率
調査 A	別添 1	国→都道府県・政令指定都市→国	164	164	100%
調査 B	別添 2	国→都道府県→立地市町村→都道府県→国	1509	1299	86%
調査 C	別添 3	国→都道府県→商工会議所・商工会→都道府県→国	1917	1413	74%

2. 実施期間等

実施期間は8月29日から9月16日まで。届出実績は直近3年分。経済産業省・内閣府連名実施。

集計結果

法運用主体向け調査（都道府県・政令指定都市・権限移譲の市町村が回答）①

● 変更届出件数、市町村・地元住民・商工会議所等からの意見件数

届出種類	変更届出の件数			市町村、地元住民・商工会議所等から出た意見の概要を公告・縦覧した件数		
第6条第1項に基づく届出(①)	計：8567			計：45		
【内訳】	都道府県： 6086(71%)	政令指定都市： 1751(20%)	権限移譲の市町村： 730(9%)	都道府県： 40(89%)	政令指定都市：0	権限移譲の市町村： 5(11%)
①のうち、設置者に関する法人代表者の氏名だけ変更が記載された届出	計：716			計：2		
【内訳】	都道府県： 450(63%)	政令指定都市： 164(23%)	権限移譲の市町村： 102(14%)	都道府県： 2(100%)	政令指定都市：0	権限移譲の市町村：0
①のうち、小売業者に関する法人代表者の氏名だけ変更が記載された届出	計：879			計：4		
【内訳】	都道府県： 558(63%)	政令指定都市： 198(23%)	権限移譲の市町村： 123(14%)	都道府県： 4(100%)	政令指定都市：0	権限移譲の市町村：0
①のうち、設置者及び小売業者の双方の法人代表者の氏名だけの変更が記載された届出	計：1580			計：11		
【内訳】	都道府県： 1093(69%)	政令指定都市： 331(21%)	権限移譲の市町村： 156(10%)	都道府県： 10(91%)	政令指定都市：0	権限移譲の市町村： 1(9%)

法運用主体向け調査（都道府県・政令指定都市・権限移譲の市町村が回答）②

- 法人代表者の氏名の変更届出の必要性、縦覧の必要性、法人代表者の氏名の新規届出における必要性について

設問	計		都道府県		政令指定都市		権限移譲の市町村	
	必要	不要	必要	不要	必要	不要	必要	不要
法人代表者氏名の変更に係る届出の必要性について	36(22%)	128(78%)	8(17%)	38(83%)	6(30%)	14(70%)	22(22%)	76(78%)
届出後の公告・縦覧、立地市町村等からの意見徴収等の手続の必要性について	11(7%)	154(93%)	1(2%)	45(98%)	2(10%)	18(90%)	8(8%)	91(92%)
新規届出における法人代表者の氏名の記載の必要性について	85(61%)	55(39%)	30(70%)	13(30%)	9(60%)	6(40%)	46(56%)	36(44%)

地域関係向け調査（立地市町村、商工会議所等が回答）

- 法人代表者氏名の変更に係る届出時に伴い意見表明できる機会の必要性について

回答者	必要	不要
立地市町村	101 (8%)	1198 (92%)
商工会議所等	429 (30%)	984 (70%)

個別回答理由 その1 (自由記述欄から抜粋)

法運用主体向け調査（都道府県・政令指定
都市・権限移譲の市町村が回答）

法運用主体向け調査（都道府県・政令指定都市・権限移譲の市町村が回答）①

● 法人代表者の氏名の変更時に、都道府県に対して提出された市町村・地元住民・商工会議所等からの意見

- (1) 市商業振興条例の規定に基づき、市、産業団体等が行う商業振興施策への積極的な協力及び商店街の活性化を図るため、その中心的な役割を果たす商店会への加入等に努めるとともに、積極的に商工会議所や地域商業者との連携事業への協力をお願いします。
- (2) 「市地域がつながる元気な自治会等応援条例」の趣旨に則り、自治会等の活動への参加及び協力を努めてください。
- (3) 市に居住する従業員が地域の自治会等へ加入し、活動に参加することへの理解と業務の調整などをお願いします。
- (4) 地域の祭りや各種行事に加え、地域の社会貢献活動にも協力をお願いします。
- (5) 店舗の新築・増改築、土地の改変等を行う場合は、環境関連の法令確認事項を参考にして、事前に必要な届出・相談等を遺漏のないよう行っていただきたい。
- (6) 騒音規制法及び県生活環境保全条例に規定する騒音規制を遵守して下さい。

小売業者の変更により新たに開設される店舗につきましては、近隣のA商店会への加入をご検討いただくほか、B商工会議所、C商店連合事業協同組合等への加入及び実施する市内商業の活性化に関する事業への協力をご検討ください。

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

住民意見を尊重するとともに、店舗の設置場所が郊外ではなく住居が隣接している立地環境から悪臭・日影・騒音等については環境に負荷を及ぼさないよう十分配慮し、また営業時間や交通の安全面についても、営利第一主義ではなく周辺環境へ及ぼす影響を考慮のうえ対処願いたい。

法運用主体向け調査（都道府県・政令指定都市・権限移譲の市町村が回答）②

● 法人代表者氏名の変更に係る届出の必要性について、「必要」と回答した理由

大規模小売店舗の設置に関して責任を有する者の法人名や代表者名等の基礎的な情報について、行政として把握しておく必要性があるところ、当該情報の変更についても同様であると考えため。

法人代表の氏名は、法や指針で求める対応について責任を持つ者に関する基本的な事項であり、意見表明できないことのリスクが大きいため。

設置者の情報は法第9条に基づく勧告や法第14条に基づく報告徴収するにあたって必要不可欠であるため。小売業者の情報は法第10条に基づく周辺地域の生活環境の保持についての適正な配慮の運用にあたり必要不可欠であるため。

法人代表者氏名の変更は、設置者に関する基本的な事項の変更であり、本市としてもその事実を了知しておく必要があるため。

法人代表者の変更が周辺地域の生活環境の保持に与える影響は極めて軽微なものであるが、自治体としては常に最新の情報を把握しておくべき重要な基本事項の1つに変わりなく、その点から自治体側が自主的に情報更新の確認を行うことはより大きな負担となるため、これまで同様に届出は必要と考える。

設置者及び小売業者は生活環境保持の見地から重要な役割を担う者であり、責任者の把握は必要と考えるため。

法運用主体向け調査（都道府県・政令指定都市・権限移譲の市町村が回答）③

● 法人代表者氏名の変更に係る届出の必要性について、「不要」と回答した理由

施設の配置や運営方法、設置者の変更とは異なり、周辺地域の生活環境の保持という法の目的への影響はなく、軽微な事項と考えられるため。

必要があれば容易に調べることが出来るため

法人代表者の変更は、法の目的である周辺地域の生活環境の保持の観点からは軽微な事項と考えられる。また、設置者のHPや法人登記簿等から代表者を容易に把握することが可能であるため、現行の手続が目的に比して過度な負担となっているため。

- ・ 代表者の変更は、法の目的である周辺地域の生活環境の保持の観点からは、軽微な事項と考えられる。
- ・ 県は、法人の名称及び所在が把握できれば、その法人を特定することは可能であり実務上支障はない（なお、必要が生じた場合でも、法人への聞き取り等により把握は可能である）。

法人代表者の氏名の変更に伴う周辺地域の生活環境への影響は少ないものと考えられたため、ほとんどの場合意見がないものと思われる。

また、法人代表者の氏名の情報については、登記簿謄本の請求やインターネットの普及等により、必要に応じて入手する方法があることから、ことから、不要と判断する。

法運用主体向け調査（都道府県・政令指定都市・権限移譲の市町村が回答）④

- 届出後の公告・縦覧、立地市町村等からの意見徴収等の手続の必要性について、「必要」と回答した理由

代表者変更の際に、改めて協力依頼をするなど市町村の意見を伝える機会が生じるため。

変更届出を必要とするのなら、意見がないとしても意見を提出できるようにする必要はあると思われるため。

立地市町村等の意見表明の機会を失うこととなるため。

責任者を明確化する観点等から必要と考える。

法第5条第3項で、他情報含む法人代表者氏名を広告・縦覧している以上は、法人代表者氏名変更時においても広告・縦覧が必要であると考えます。

法運用主体向け調査（都道府県・政令指定都市・権限移譲の市町村が回答）⑤

● 届出後の公告・縦覧、立地市町村等からの意見徴収等の手続の必要性について、「不要」と回答した理由

変更による周辺の地域の生活環境への影響はなく、それに伴う意見も特にないと想定されるため。なお、これまで法人代表者氏名の変更に関し、意見が出てきたことはない。

法人代表者が変わる事に対する意見聴取は、その会社の経営等に対する意見であり、法の本来の趣旨「周辺生活環境の保持」とはかけ離れたものであり、代表者変更に対する意見（反対等）がでることはないと思料される。

また、法人代表者の変更は新聞やインターネット等で容易に把握することができることから、広告縦覧も不要と考える。

代表者の変更は、法の目的である周辺地域の生活環境の保持の観点からは、軽微な事項であり、住民等の縦覧実績及び意見も把握している限りない。また、多くの企業の代表者はインターネットにより容易に把握することが可能であるため、届出の都度公告及び縦覧に供する等の一連の手続きが目的に比して過度な負担となっているため

本件に対する意見を市民等から聴取した実績は無く、周辺地域の生活環境の保持に与える影響は極めて軽微なものである。実績及び本来の目的に対する影響から判断すると、現行の手続きは過度な負担であるため不要と考える。

法運用主体向け調査（都道府県・政令指定都市・権限移譲の市町村が回答）⑥

● 新規届出における法人代表者の氏名の記載の必要性について、「必要」と回答した理由

届出者の基本的な情報は行政側で了知すべきであり、また、省略することによる業務軽減効果はないと考える。

新規届出の際に指名の記載を不要としたところで、届出者・行政側の負担軽減は特段無いと考えられる。また、新規届出については地域住民の関心も高いため、負担軽減にならないのであれば、不要とする必要性がないと考える。

県意見の通知等、新設時の手続きにおける様々な場面において、建物設置者の代表者あて通知を行うことから、新設届出においては代表者の氏名の記載は必要と考える。

法第5条第1項の新設届出は法第6条第1項とは異なり、新たに大規模小売店舗を建築物として設置することに対する周辺環境への影響が非常に大きいことから、法人代表者氏名は必要であると考えられる。

出店時において、大規模小売店舗の責任者を明確にするため。

法運用主体向け調査（都道府県・政令指定都市・権限移譲の市町村が回答）⑦

- 新規届出における法人代表者の氏名の記載の必要性について、「不要」と回答した理由

法人代表者氏名については、必要に応じ、登記簿謄本やインターネット等で把握することが可能であるため。

届出設置者を把握するための情報としては、設置者名（法人の場合は法人名）及び所在地で十分であるため。

地域住民に影響を与える事項とは思えないから。

大規模小売店舗立地法の目的（大型店の周辺地域の生活環境の保全）を達成するために、県が法人代表者氏名に関する情報を把握する必要性は低いと考えられる

個別回答理由 その2

(自由記述欄から抜粋)

地域関係向け調査 (立地市町村、商工会議所等が回答)

地域関係向け調査（立地市町村、商工会議所等が回答）①

- 法人代表者氏名の変更に係る届出時に伴い意見表明できる機会の必要性について、「必要」と回答した理由
- 立地市町村の回答

98

法人の代表者は、設置者及び小売業者に関する基本事項であり、法人が行う業務等に決定権を持つ役職であることから、代表者の変更により、大規模小売店舗の運営方針や地域貢献活動（自治会活動への参加や地域社会との交流等）の方針が変更となる可能性があるため、立地市町村において意見を述べる機会は必要であると考えます。

反社会的勢力が代表者になった場合等意見表明の機会はひとつようだと考えるため

法人代表者の変更手続を省略することにより、届出者と行政側の負担軽減になることの理解はできるが、負担軽減という理由だけで、意見表明できる機会をなくすべきでないと考えます。

代表者の変更が地域住民の生活環境へ影響を与えるか、公告の日から4か月以内で意見を述べることは難しいものの、大規模小売店舗そのものが地域に及ぼす影響は決して小さくないため、意見の機会を失うことは立地市町村としては避けたい。また、責任者を把握するためにも必要であると考えます。

経営方針の確認、商工分野の協議など

（自治体とのクーポン連携の協力、マルシェなどの施設利用など）

店舗責任者は重要な役割を担う者であり、軽微な変更とは言えない。

代表者が変わると経営方針等が変わる可能性があるため指針等を示してもらった必要性があると感じるため。

代表者変更の際に、改めて協力依頼をするなど市町村の意見を伝える機会が生じるため。

地域関係向け調査（立地市町村、商工会議所等が回答）②

- 法人代表者氏名の変更に係る届出時に伴い意見表明できる機会の必要性について、「不要」と回答した理由
- 立地市町村の回答

法人代表者氏名の変更に伴い、意見表明することが、一般的に想定されないため、事務の簡素化を期待する。

これまで、法人代表者の氏名変更による変更届出の際、市としての意見を述べたことはなく、問題はないと思われる。

法人代表者の変更が直接大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に影響するものではないため。

法人代表者の氏名変更だけで意見聴取等を行うことは、法の目的に比して負担である。

法人代表者の氏名の変更が、ただちに生活環境の悪化につながる恐れは低いと想定されるため。

地域関係向け調査（立地市町村、商工会議所等が回答）③

- 法人代表者氏名の変更に係る届出時に伴い意見表明できる機会の必要性について、「必要」と回答した理由
- 商工会議所等の回答

従来から生活環境の悪化が続き、改善が見られない場合において、代表者変更の機会に意見表明のチャンスがあることは有意義である。

当地区内の小規模小売店にとって、大規模小売店補の脅威は、引き続き大きく影響しており、現在、そういった脅威に左右されない経営基盤の強化に対する支援を行っているものの、大変厳しい状況が続いている。このような中、意見を表明できる機会が減少することは、望ましくないと考えるため。

地域経済活性化や地域貢献などの理念のもと、県外資本企業に対しては、県のまちづくり条例文書を携えて、入会による地域貢献を強く要請している。今後も継続したいので意見表明できる機会を必要とする。

少子高齢化・過疎化が進む中で、持続可能な地域づくりに向けて町行政を中心に官民が一体となって取り組んでいる。大型店は域内の消費経済活動において、日増しにその存在感・影響も大きくなっており、持続可能な町づくり推進の観点からも公式な意見表明・交換等の機会がなくなることは、決してあってはならないと思われる。特に買収やM&A等による代表者変更などではその経営方針が大きく転換される懸念もあり、より大切であると考えます。

旧大店法が見直され大店立地法となった際、出店の手続きが届出制へと変わり、地元の小売商業者は唯一「意見を述べること」のみが残ったわけであり、過去において意見表明がほとんどないとのことですが、その機会をなくすことは地元の小規模小売業者の権利をなくすことでもあります。大型店及び県の事務量は大変とは思いますが、商工会の立場としては意見表明の機会は必要であると考えます。

地域関係向け調査（立地市町村、商工会議所等が回答）④

- 法人代表者氏名の変更に係る届出時に伴い意見表明できる機会の必要性について、
「不要」と回答した理由
- 商工会議所等の回答

法人代表者の氏名の変更だけであれば、「地域の生活環境の保持」には影響はないと思われるため。今までも特に問題はなかった。

法人代表者の変更による大規模小売店舗の営業姿勢等が急変することは少なく、新たな出店や撤退に比べ影響は少ないと思われる。行政事務等の
~~多~~率化の観点からもやむを得ないと考える。

過去に大規模店の代表者の変更があった際に意見陳述した履歴はない。

新規参入もしくは撤退等、地域小規模事業者に与える影響が大きい場合にその機会があれば良い。

法人代表者の氏名については、登記簿謄本やインターネットで把握でき、かつ法人代表者の変更が周辺地域の生活環境の保持を妨げるとは考えにくいため。

法人代表者の氏名の情報は、登記簿謄本の請求等により把握できる。また、当所としてこれまで代表者変更の際に意見提出を行ったことがなく、手続きを省略することとしても支障がないと考えられるため。

【調査A】都道府県、政令指定都市、都道府県から権限移譲を受けている自治体への設問

依頼文のアンケート実施要領の記載をご確認ください。

本調査【調査A】は、大規模小売店舗立地法（以下、本法という。）の法運用主体である、都道府県、政令指定都市及び都道府県から地方自治法第252条の17の2に基づき本法に関する権限移譲されている自治体が対象となります。

1. 基本事項

都道府県番号、市町村番号は別添6を参照してください。なお、権限移譲された自治体からの回答については、都道府県の回答のエクセル表に行を追加して転記してください。

2. 届出件数等

2019年4月1日から2022年3月31日まで（令和元年度から令和3年度まで）の3年間に本法第6条第1項及びその内、法人代表者に関する下記項目に該当する届出件数及び各届出について本法第8条第3項の公告・縦覧件数及びした概要を入力してください。

届出種類	届出件数	第8条第3項に基づき届出に対する市町村、地元住民・商工会議所等から出た意見の概要を公告・縦覧した件数	左記意見の概要
第6条第1項に基づく届出	⑦	⑧	—
⑦のうち、 <u>設置者に関する法人代表者の氏名だけ</u> 変更が記載された届出	⑨	⑩	公告・縦覧した意見の内容（概要）を直近3件記載 ⑮、⑯、⑰
⑦のうち、 <u>小売業者に関する法人代表者の氏名だけ</u> 変更が記載された届出	⑪	⑫	
⑦のうち、 <u>設置者及び小売業者の双方の法人代表者の氏名だけ</u> の変更が記載された届出	⑬	⑭	

※表中の番号は回答エクセルの入力箇所と一致します。

3. 法人代表者氏名の変更に係る届出の必要性について

(1) 本法第6条第1項に基づく法人代表者の氏名の変更届出について、貴自治体としては、必要又は不要を選択してください。回答欄⑱プルダウン式。

1. 必要
2. 不要

(2) (1) の回答の選択理由を記載してください。回答欄⑲自由記載。

理由：

4. 届出後の公告・縦覧、立地市町村等からの意見徴収等の手続の必要性について

(1) 現行法では、法人代表者の氏名の変更の際には、立地市町村や住民の意見を把握するために公告・縦覧、立地市町村等からの意見聴取等の手続を行うこととされています。法人代表者の氏名の変更だけの場合の届出後の「公告・縦覧」の手続について、必要又は不要を選択し、回答してください。回答欄⑳プルダウン式。

1. 必要
2. 不要

(2) (1) の回答の選択理由を記載してください。回答欄㉑自由記載。

理由：

5. 新規届出における法人代表者の氏名の記載の必要性について

※設問「3 (1)」で「不要」と回答された場合、以下に回答してください。

(1) 本法第5条第1項第2号に基づく大規模小売店舗の新設時の届出における大規模小売店舗を設置する者及び小売業を行う者の法人代表者の氏名の記載について、貴自治体としては、必要又は不要を選択し、回答してください。回答欄㉒プルダウン式

1. 必要
2. 不要

(2) 選択の理由を記載してください。回答欄㉓自由記載

理由：

【問合せ先】

経済産業省 商務・サービスグループ 消費・流通政策課 三瀬、井上、竹光

Tel: 03-3501-1708

e-mail: bzl-daitenrittihou-anketo@meti.go.jp

以上

【調査B】立地市町村への設問

依頼文のアンケート実施要領の記載をご確認ください。

本調査【調査B】は、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から意見を述べる機会を有している立地市町村を対象とします。

1. 基本事項

都道府県番号、市町村番号は別添6を参照してください。

2. 法人代表者氏名の変更に係る届出時に伴い意見表明できる機会の必要性

(1) 現行法では、法人代表者の氏名の変更だけの変更であっても、変更届出がなされ、それに伴い、立地市町村が大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から意見を述べる機会がありますが、貴自治体として、今後、法人代表者の氏名の変更があった場合に、意見聴取の機会が必要か不要かを選択し、回答してください。プルダウン式。

1. 必要
2. 不要

(2) 選択の理由を記載してください。自由記載。

理由：

【問合せ先】

経済産業省 消費・流通政策課 三瀬、井上、竹光

Tel: 03-3501-1708

e-mail: bzl-daitenrittihou-anketo@meti.go.jp

以上

【調査C】商工会議所又は商工会への設問

依頼文のアンケート実施要領の記載をご確認ください。

本調査【調査C】は、周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べる機会を有している商工会議所又は商工会を対象とします。

1. 基本事項

市町村名、商工会議所又は商工会名等

※都道府県番号、市町村番号は別添6を参照してください。

2. 法人代表者氏名の変更に係る届出時に伴い意見表明できる機会の必要性

(1) 現行法では、法人代表者の氏名の変更だけの変更であっても、変更届出がなされ、それに伴い、商工会議所又は商工会が周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べる機会がありますが、貴団体として、今後、法人代表者の氏名の変更があった場合に、意見提出の機会が必要か不要かを選択し、回答してください。プルダウン式。

1. 必要
2. 不要

(2) 選択の理由を記載してください。自由記載。

理由：

【問合せ先】

経済産業省 消費・流通政策課 三瀬、井上、竹光

Tel: 03-3501-1708

e-mail: bzl-daitenrittihou-anketo@meti.go.jp

以上